改正後

（教育改革特別分析官及び企画官）

第一条　大臣官房に、教育改革特別分析官及び企画官それぞれ一人を置く。

2　教育改革特別分析官は、命を受けて、教育改革に関する政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、教育改革に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。

3　［略］

（総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班）

第八条　会計課に、総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班を置く。

2～17　［略］

18　管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　新営費及び修繕費の経理に関すること。

二　文部科学省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

四　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

五・六　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

19～21　［略］

（教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官）

第十七条　教育人材政策課に、教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。

2～7　［略］

8　教員研修推進専門官は、教育職員の研修等に関する記録及び資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

（地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室）

第二十条　［略］

2　地域学校協働活動推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

改正前

（企画官）

第一条　大臣官房に、企画官一人を置く。

［項を加える。］

2　［同上］

（総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班）

第八条　会計課に、総務班、財務企画班、総括予算班、第一予算班、第二予算班、第三予算班、監査班、経理班、管理班及び用度班を置く。

2～17　［同上］

18　管理班は、次に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

一　文部科学省所管の国有財産の管理及び処分の総括に関すること。

［号を加える。］

二　［同上］

三　新営費及び修繕費の経理に関すること。

四　本省内部部局所属の国有財産の管理及び処分に関すること。

五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

六・七　［同上］

八　文部科学省所管の物品の管理に関すること。

九　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

19～21　［同上］

（教員免許企画室並びに教員養成企画専門官及び教員育成指標専門官）

第十七条　教育人材政策課に、教員免許企画室並びに教員養成企画専門官及び教員育成指標専門官それぞれ一人を置く。

2～7　［同上］

［項を加える。］

（地域学校協働活動推進室、青少年教育室及び家庭教育支援室）

第二十条　［同上］

2　地域学校協働活動推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。